

むつ市 YouTube 動画制作等業務仕様書

1. 総則

- (1) この仕様書は、むつ市 YouTube 動画制作等業務の委託事業者の募集にあたり、必要な事項を定めるものとする。
- (2) 委託事業者は、むつ市 YouTube 動画制作等業務プロポーザルで決定する。

2. 委託業務の目的

市では「いつもポケットにむつ市政を」を合い言葉として、市長自らがむつ市政や各種行事など「むつ市の今」を YouTube「むつ市長の 62 ちゃんねる」にて発信している。

むつ市への親しみや愛着の醸成、むつ市内外における認知・イメージ向上や各種施策の広報に取り組むため、YouTube の分野で高い専門性と豊富な実践経験を有する民間事業者へ動画制作等を委託し、情報発信力の強化を図る。

3. 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

4. 委託業務の内容

(ア) 動画制作業務

むつ市（以下「発注者」という。）と事業者（以下「受注者」という。）で協議の上、業務の目的に沿った動画を制作する。

内容	・企画（主に発注者から企画と撮影日の提案を行う） ・シナリオ作成（発注者と内容を協議の上で作成する） ・撮影（肖像権等権利の整理、その他撮影に付随する必要な業務を行うこと） ・編集（撮影した映像を基に BGM や音声、テロップ挿入等を行うこと） ・修正（編集済動画の内容確認を行い、修正等の指示に速やかに対応すること） ・公開（市の YouTube Studio 権限を使用して受注者で対応すること）
動画の長さ	成果品 1 本当たり 10 分程度
配信本数	年間 20 本以上（基本的に毎月第 2、第 4 金曜日を公開日とする）
留意点	・むつ市長が出演する動画とする。 ・機材等の動画制作に関わる費用については全額受注者の負担とする。 ・旅費、通信費等は全額受注者の負担とする。 ・撮影に関し、安全の確保に配慮した体制を整えること。 ・使用する動画、静止画、音声については著作権フリーのもの、もしくは著作権が受注者に帰属しているものを使用する。 ・本業務によって得られた資料や情報は発注者の許可なく第三者に漏えいしてはならない。 ・編集作業等は受注者の事業所等で行うものとする。 ・本業務中に生じた事故については、市の責に帰するものを除き、受注者がその責任を負うものとし、事故の状況等を速やかに発注者に報告するものとする。 ・制作した動画は WEB サイトにアップロード可能で、画像・音声が鮮明に視聴できる仕様とする。

(イ) ショート動画制作業務

内容	(ア) で制作した動画へ誘導するためのショート動画を制作する。
動画の長さ	YouTube ショートの規格に則ったもの
配信本数	年間 20 本以上
留意点	・ 発注者から修正の指示があった場合は速やかに対応すること。

(ウ) チャンネル運用・分析業務

内容	(ア) で制作した動画のサムネイル画像を作成し、タイトルや説明文を記載したうえで定められた期日に公開する。また、アナリティクス等を随時分析しチャンネル運用に活かすこと。
留意点	・ 動画公開に遅れることのないよう、動画作成等の協議は余裕を持って行うこと。 ・ 動画内容の詳細は発注者と協議の上、決定すること。

5. 打ち合わせ

業務を円滑かつ効果的に遂行するため、1本の動画制作あたり、最低2回は発注者との打ち合わせを行うこととする。

6. 成果品

受注者は、成果品として、毎月2本以上の動画データ及び画像データを納品することとする。ただし納品は、YouTube Studio のむつ市アカウントにアップロードすることで足りるものとする。動画は発注者も加工できるよう Adobe Premiere Pro を利用し、納品のファイル形式については、MP4 形式で作成すること。また成果品は発注者のみ二次使用できることとする。

7. 著作権等の取扱い

- (1) 納品された成果品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む）は発注者に帰属する。また、成果品は、発注者等が長さを調整するなどの再編集や、他からの依頼で、部分的に素材として提供するなど、発注者等による無償での二次利用を可とし、契約期間の終了後も受注者の承諾は不要とする。
- (2) 成果物について、受注者は発注者及び発注者の指定する者に対し著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 受注者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の責任は、受注者が負うものとする。
- (4) 受注者は、業務の実施にあたり、著作権、肖像権等に関して権利者の承諾が必要な場合はその手続を行うものとし、当該許諾、借用等により発生する費用は、契約金額に含むものとする。

8. その他

- (1) 本事業によって制作された YouTube 動画の広告収益については、発注者に帰属するものとする。

- (2) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、関係者が誠意を持って協議し、円滑に解決するものとする。
- (3) 受注者は、業務上で知りえた個人情報、機密及びその他の情報を第三者へ提供及び公表をしてはならない。特に個人情報の取扱いについては、十分留意し、漏えい、滅失、き損の防止、その他の適切な管理に努めることとする。このことについては、本契約終了後も同様とする。